

むつ市メタバース教育支援センター開設事業業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、むつ市メタバース教育支援センター開設事業に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 むつ市メタバース教育支援センター開設事業業務委託
- (2) 業務内容 むつ市メタバース教育支援センター開設事業業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

3 予算額

5,723,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 日程

- (1) 実施要領の公表
令和7年5月9日（金）から令和7年5月19日（月）まで
- (2) 質疑提出
令和7年5月14日（水）正午まで
- (3) 質疑回答
令和7年5月16日（金）市ホームページにて回答
- (4) 参加申込
令和7年5月7日（水）から令和7年5月20日（火）まで
ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで
- (5) 企画提案書等提出
令和7年5月21日（水）から令和7年6月20日（金）まで

ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(6) 結果通知

令和7年7月1日（火）（予定）

6 参加資格

《むつ市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている場合》

- (1) むつ市指名競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止を受けていないこと。

《共通》

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。

《むつ市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合》

- (1) 国税及び地方税について滞納がないこと。

7 質疑応答

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

- (1) 提出方法 質問書（様式第1号）により、FAXまたは電子メールで提出すること。
- (2) 提出期限 令和7年5月14日（水）正午まで
- (3) 提出先 むつ市教育委員会事務局 学校教育課 担当 氣仙 透
FAX：0175-22-1488
電子メール：mt-gakko@city.mutsu.lg.jp
- (4) 回答方法 市ホームページにて回答
- (5) その他 提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受けしない。

8 参加申込手続

(1) 提出書類

《共通》

ア 参加申込書（様式第2号）

イ 誓約書（様式第5号）

《むつ市指名競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合》

ウ 会社概要（様式第3号）

エ 業務実績調書（様式第4号）

オ 法人事業者にあつては、商業登記法に基づく現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

カ 個人事業者にあつては、市町村が発行する営業証明書及び身分証明書

キ 財務諸表

申請日直前1年分に係る貸借対照表、損益計算書等

ク 納税証明書

納税証明書については、国税、都道府県税及び市町村税のすべてについて提出すること。（むつ市分については、指定様式を使用のこと。）

(2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

(3) 提出期間 令和7年5月7日（水）から令和7年5月20日（火）まで
（ただし、受付時間は午前9時から午後5時まで。）

(4) 提出先 〒035-8686

青森県むつ市中央一丁目8番1号

むつ市教育委員会事務局 学校教育課 担当 氣仙 透

9 参加資格の審査・審査結果の通知

この実施要領に定める資格基準に基づき審査し、当該審査結果を申込み全者に参加資格審査結果通知書（様式第6号）により通知する。

なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

10 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数（様式は全て任意）

- ア 企画提案書（任意様式） ・ ・ ・ 10部
日本産業規格A4判、片面印刷
- イ 企画提案書補助資料（任意様式） ・ ・ ・ 10部
日本産業規格A4判、片面印刷
- ウ 参考見積書 ・ ・ ・ 1部

(2) 企画提案書記載事項

ア 業務実施体制

- ・ 本事業趣旨を踏まえ、円滑に業務を遂行するために十分な知識を有する担当者や必要な人員体制を確保しているか。
- ・ 教育委員会や学校、利用者を対象とした問い合わせ窓口があり、トラブル発生時を含め迅速な対応が可能であるか。
- ・ オンライン支援員は、不登校児童生徒とのコミュニケーションを図るうえで適切な資格や経験を有する者を配置しているか。
- ・ 豊富なオンライン授業のコンテンツを有しており、本事業の目的を達成するために必要な人員体制を確保しているか。

イ 提案内容の実現性

- ・ 事前準備等利用開始前から契約期間終了時まで、実施方法等が具体的でスケジュール管理も含め実現性があるか。

ウ 提案内容の的確性

- ・ 多学年の参加を想定した教科横断型プログラムは、児童生徒の参加意欲を喚起し、双方向性のある内容が提案されているか。
- ・ オンラインの居場所は「支援の入口」であり、リアルな体験への接続や本市の不登校児童生徒支援施策との連携を踏まえた内容が提案されているか。
- ・ 保護者を対象とした支援事業の企画は、本市の不登校児童生徒支援施策との連携や機能強化を踏まえた内容が提案されているか。

エ 提案内容の独創性

- ・ 事業の趣旨を踏まえ、仕様書に記載のないサービスや機能、不登校児童生徒支援の工夫等が積極的に提案されているか。

オ セキュリティ対策等

- ・ 十分なセキュリティ対策を行っているか。
- ・ 本業務の履行に当たり適切な情報管理を行っているか。

(3) 企画提案書補助資料

業務提案書補助資料として、次の内容が記載された資料を提出すること。

ア 企業または団体の概要が分かるもの

イ 類似業務で他自治体を相手方とした契約実績（自治体名、契約内容、学校数、期間等明記すること）、または、自社サービスの実績（サービス名、サービス内容、利用児童生徒数、期間等明記すること）

1 1 審査方法

(1) 審査方法は、参加資格要件を満たす者の中から、提出された企画提案書等についてプロポーザル審査委員会が書類審査により実施する。（プレゼンテーションは行わない。）

(2) 審査項目

ア 業務実施体制	2 5 点
イ 提案内容の実現性	1 0 点
ウ 提案内容の適格性	1 5 点
エ 提案内容の独自性	1 0 点
オ セキュリティ対策等	1 0 点
カ 見積内容	1 0 点

1 2 審査結果

審査結果の通知は、審査を受けたもの全員に対し、プロポーザル審査結果通知書（様式第7号）により通知する。

また、審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

1 3 その他

(1) 提出書類の取扱いについて

ア 提出されたすべての書類は返却しない

イ 提出後の差替え及び加除修正は認めない

ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とする

エ 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある

(2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会、プレゼンテーション又はヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が、あらかじめ示された予算の上限額を超過した場合

(3) 参加辞退について

参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 必要経費について

提出書類の作成及び提出やプレゼンテーション参加に係る費用など必要な経費は、全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。

(5) 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、むつ市情報公開条例の規定による請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。

(6) 言語及び通貨単位について

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

1 5 問い合わせ先

むつ市教育委員会事務局 学校教育課 担当 氣仙 透

0 3 5 - 8 6 8 6

青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号

電 話 0 1 7 5 - 2 2 - 1 1 1 1 (内線 3 1 3 8)

F A X 0 1 7 5 - 2 2 - 1 4 8 8

電子メール mt-gakko@city.mutsu.lg.jp